

Title	支那古銅器の二三の鎔范に就いて
Sub Title	
Author	梅原, 末治(Umehara, Sueji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.1 (1933. 4) ,p.1- 13
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那古銅器の二三の鎔范に就いて

梅原末治

支那の殷周の古銅容器の類は、よし其の形や、圖紋に於いて、吾々の審美眼からは議すべき點があるとしても、古代の世界で造られた銅製の工藝品として、最も優れた技術を示現したものゝ一であることには何人も異議を挿まないであらう。従つてそれが如何に鑄造せられたかの技術上の實際問題は、古代に於ける工藝技術史上重要な一事項として考察の値あること改めて言を須ふるを要せないのである。ただ支那に於いては今日なほ眞の考古學が興らず、爲に此の種研究の基本をなすところの資料を闕いて、從來究められた點の頗る乏しい事を遺憾とせざるを得ない。近年我が近重博士其の他の人士の留意に依つて、支那古鏡を主とした銅器類の化學上の調査が行はれて^(一)、成分上の優れた點が漸く實證せられて來たにつれ、それと密接な關係に立つ所の鑄造の技術上の知識の開明が一層のぞましさを加へた次第であ

支那古銅器の二三の鎔范に就いて（梅原）

る。で私は前年來歐米人士の支那古銅器に關する興味が高まつて、遺品の出現の夥しきを加へつゝあるに鑑み、其の關係資料の出現を切に冀望してゐたが、遂に如上の點に緊密な關係の見られる鎔范片若干を囁きするの機會を得て、こゝに此の小編を草することになつたのは欣ばしく思ふ所である。

二

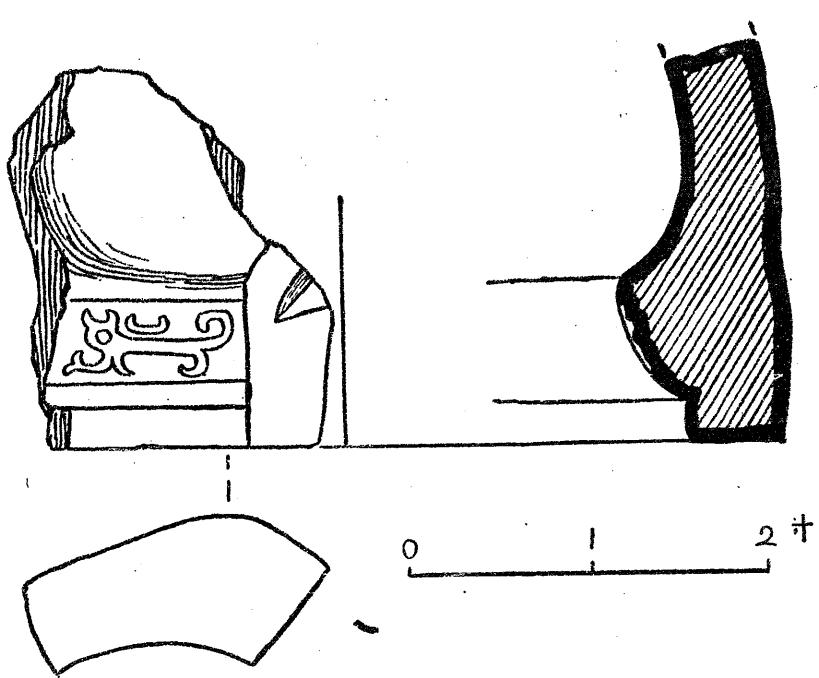
さて私の幸に見ることの出來た右の支那古銅器の鎔范と云ふのは、昭和四年秋の支那旅行に於いて、親しく河南省彰德府近郊の傳殷墟の地で、其の出土の實際を目撃した遺品若干をはじめ、同じ旅行の途次關東州金州在住の岩間徳也氏の許で調査した相似た數例、旅順の羅叔言先生の珍藏に係る遺品、並に朝鮮總督府博物館所藏の漢の樂浪郡の故地から發見した鎔范などである。^(二) このうち第一の遺品は學者が豫め計畫をして調査を行つた遺跡からの出土に係り、埋沒の狀態乃至伴出物の明な考古學上最も價値の高いもので、支那に於ける稀有の例に屬するが、それに就いては發掘の局に當つた國立中央研究院歴史語言研究所の李濟博士の詳しい報告の發表を待つのを穩當とする。でこゝでは自餘の諸例に就いて解説を加へて、其の資料としての興味を傳へることにしたい。而して其の初に來る岩間氏の藏品は前者と同じ傳殷墟出土の相似た性質を持つた遺品であるから、其の闕を補ふに庶幾く、資料としても重要なわけである。此の岩間氏所藏の鎔范片は七八年前濱田博士が清野博士と共に氏の蒐集品を觀られた際、其

の存在を注意せられたものと聞き及んでゐるが、どうしたことか清野博士の當時の記行文にそれが見えず、其の後岩間氏が遺品を京城まで將來して朝鮮總督府博物館で一々の寫眞を撮影した事もあつたが、なほ廣く世に知られてゐないものである。一體岩間氏は金石の學から入つて所謂殷墟に特殊の關心を持ち、自ら遺跡地に臨んで各地の遺物を手に入れたことがあると共に、たへず人を派して出土品の蒐集につとめ、關係遺品の質と量とに於いて稀に觀るの富を有せられる隠れた特志家である。問題の鎔范は氏の此の殷墟物のうちで最も目星しい一類をなしてゐる。いま氏の藏する十片に近い其の遺品なるものを見るに、雄型と云はれてゐる獸面の半肉刻や、犧首形の丸彫の遺品及び二三の小片はそれのみでは鎔范とするの判斷に迷ふ類であるが、圖版第一に載せた五個の破片は、孰れも外型オモガタとしての顯著な特徴を持つものとして、兼て同じ類が李濟博士等の手で殷墟から現實に採掘せられたことに依つて興味を惹く。故にそれ等を主なる對象として他に及ぶであらう。

三

先づ圖版第一の上右の片から解説に入るに、これは現高二寸一分、幅が其の半ばに過ぎない小破片であるが、寫眞で明な様に、上部の彎曲のや、著しい面の下に、條帶を持つた一個の虺龍形の沈文を殘存すると云ふ特色のあるもの、而して周邊また破碎面の外に、下方と向つて右側の下半とも、本來からの

切斷面を遺存して、鎔范の合せ目の工合を想察せしめる興味ある遺品とする。作りは極めて細密な砂粒を焼き固めて出来た頗る堅い所謂煉化型で、上記の圖紋のある面は青鼠色であるが、其の大部分は赤



圖一第一
殷墟發見敦銅片形狀

褐色に焼けて、嘗て高度の火力を受けたことをそれ自體に物語つて居り、示す處錢范等に見る處と全然軌を一にしたものである。右の破片の實例から、それが一種の容器の外型の一部であることは容易に察せられるが、更に實物に就いて断面圖などを作つて見ると、第一圖の様なものが出来て、胴膨れのした器腹から外開きの臺に至る原器の輪廓線が分明し、底部での復原徑が四寸内外となり、また圖紋が其の臺側に加へられたことを推し得られて、形の局限に役立つ。處が、か様な形は支那の古銅器にあつては、盛黍稷稻梁之器として宋代以來敦なる名稱を與へられてゐる器の下半に見るところに全然同じであるから、本片また其の外型であつたことを確め得るわけである。

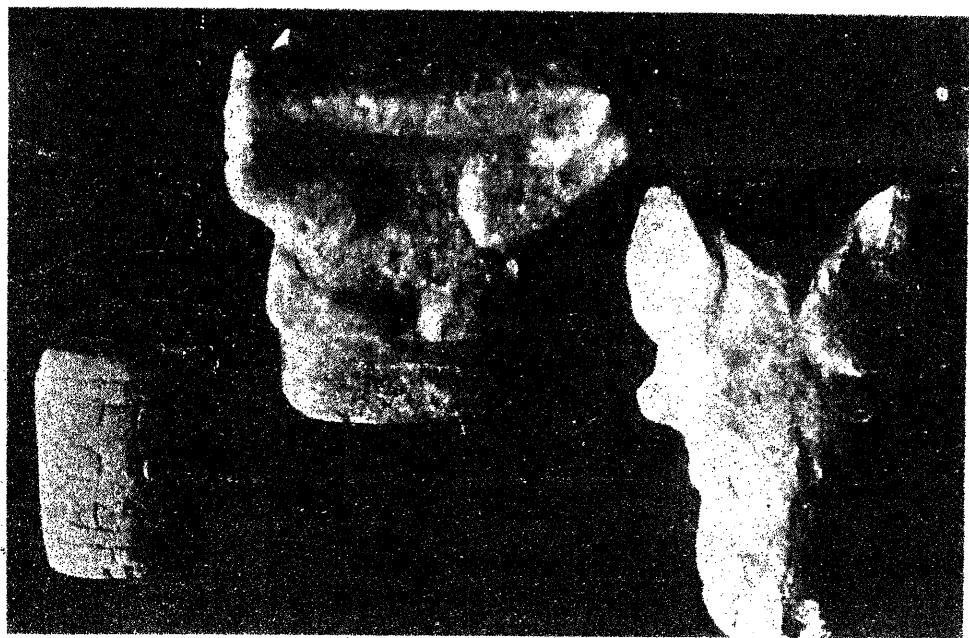
原形の推測と共に此の片で注意を惹くのは、その本來の側面の一(寫眞の)の上邊に、外方から内に向つて

楔形の掘り込みの存することである。同様のものは次に舉げる遺品の型の合せ目にある。是等は形からすると、いくつかの鎔范片を合せて器を鑄造するに當り、現在でもする様に、鑄上りの後其の型を取り除く際脱離し易く、兼てまた重ねて用ひ得る爲に、各の接觸面に加へた作爲の名残の様に思はれる。

果して然らばこれから當代の鑄造に、合せ目に楔形を附したことが推されるのである。

次に上左の片また全く同じ作りの砂型で、左右に輕微な曲率を示す其の内面の上邊に突帶と細密な雷文が認められ、他の部分に圓頭狀の柱様のやゝ深い沈刻のあるもの。其の前者の沈影の線には一部分に黒褐色の物質が殘存してゐる。此の破片はいま前者の如く適確な其の本來の器形を推し得る據所はないが、容器とすれば筒形をなしたものであることが考へられて、此の場合如上の形から、寫眞の下方が實は上縁をなして、『陶齋吉金錄』^(五)に二例を載せ、また近時出土の銅器に往々實例を見る筒形壺の如きもの一部ではないかを思はしめる點がある。本遺品は縱横共に二寸に満たぬが、寫眞での上邊を除く他の三側面が孰れも本來切斷せられた面に近く、其の一には既に指摘した楔形の切り込みがある。して見れば器形はなほ明でないとしても、一の外型が可なり多數の片で組合せられたことが考へられるつけて、此の點上代古銅器鑄造の實際を考へる上に一の示唆を與へるものとする。

圖版第一の下に載せた三片また孰れも同じ作りの外型の断片であるが、是等は通じて面に標式的な古銅器の繁縝な圖紋の反形を印してゐる點で興味を惹く點が多い。尤も断片で原形など推し得ないが、左



のものるふ傳と鎔範の土出墟殷傳 圖二第

の一片は互り二寸内外の面に極めて軽い内反りを示して、本來の頗る大形の容器の範であつたことが考へられ、一方に饕餮文の一部があり、他に間地を壇充したも覺しい雷文が見られるもの、而して外面には結縛した名殘と覺しい條痕があつて、鎔範としての特徴を最もよく備へてゐる。其の右の上のものは、示す圖紋が眼球を中心とした獸文の一部らしく、また下は一方に縁があつてそれに添ふ一線のうちに變形羽狀獸文とも云ふべき類を鋭く刻したものである。なほ此の片では他と違つて其の面が直をなしてゐる。

以上五個の外岩間氏の所藏に係る所謂鎔範片四個は、また同じ細粒の砂を堅めたもので、一部分に高度の火力を受けた名殘をとどめてゐるが、それ等は孰れも外型ではなくて、初に一言した如く各個が丸彫乃至肉刻の形を取つて直ちに鎔範とはなし難い點を持つ。中で正向した獸面を薄肉刻に表はした一は、厚さ五分餘の器片に附したもの、また其の二の犧首形は殆んど丸彫に近いものと同じく器片から造り出してゐる。從つて是等を範の類とすれば、器の原型

の一部であらねばならぬ。同じことは、其の三の細長手の單獨な犧首形の丸彫（第二圖）や、第四の柱狀の體の一部に、沈彫で正面形の饕餮文を二度繰返してゐる片に就いても云ひ得るのである。處がかかる類とするには實際からは、それを是等の遺品が示す様な砂で以て堅めて作らなくても、よい様に見えて直ちに原型とは断じ難い。尤も私は鑄造等の實際上の知識に暗いものであるから、これに就いては一重に技術家の示教を待つ可きであり、いまはたゞ實狀のまゝを錄するにとどめる。なほ是等の片の示す處は第二圖の其の三例に見らるゝ様に、從來知られた標式的な三代古銅器類のうちに直ちに同形を見出し得ないが、而も古調を存して到底後代のものとなし難い特色を持つてゐることを序に附記して置く。

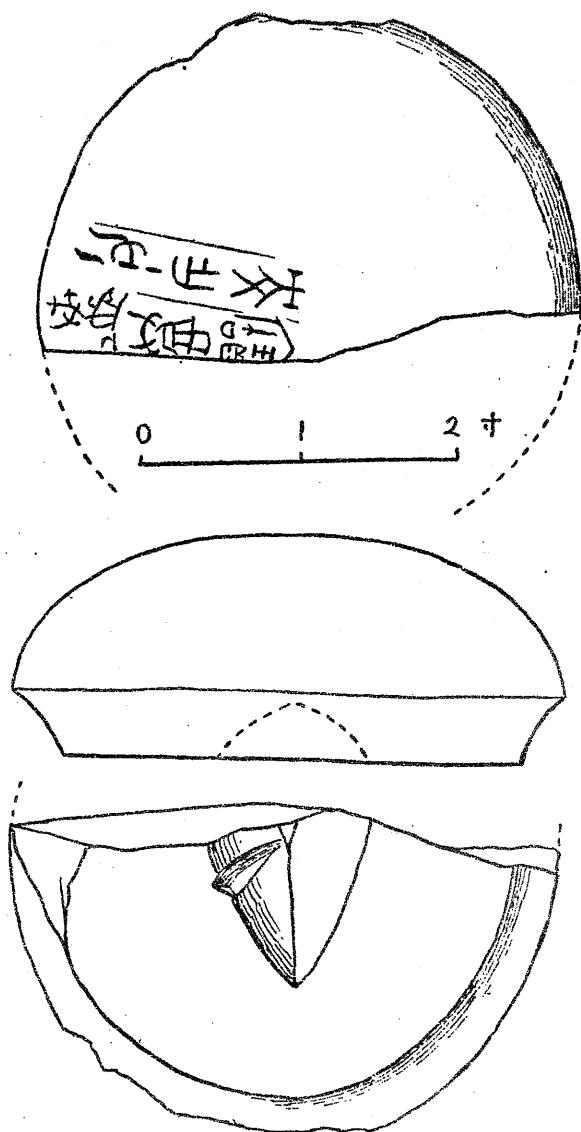
四

次に羅振玉氏珍藏の遺品は前者の様に出土地の詳細は分明せないが、西安府附近の發見と傳へて、其の形の上に別個な趣を示す。本例は既に氏の『雪堂所藏古器物圖』の古器物範の部に載せてある。其の全形は恰も鏡餅の如く、徑三寸二分、高一寸四分内外あり、其の一文字をなした下面に近く、周圍にノリ方を設け、また右の面の中央に切り込みの四所がある。而して上面の一方に偏して二行の逆な陽銘を存すること、圖版第二に示すが如くである。此の銘文は二行の左文で、細い双線の間に「年父乙寶尊彝」と表はされて居て、書體は所謂鐘鼎文の特色を具象し、また其の鮮銳な陽文が興味を惹く。右の形は一見

した處では全いもので、缺けた處などないが、現存部の中央に近く裂け目を有して、もと二つの部分を接合したものであることが知られる。處が實物に就いて詳細に觀察すると、右の二つの部分の間には造りの上に相違がある。即ちやゝ大きな銘文のある片は、土質が鼠色を呈して極めて堅く、而もう中に含

まれた砂の細粒が目立ち、上

記の鎔范片と質の相通するもの



西安附近出土古土銅器鎔范形狀圖

の差異を解すべきであらう。前者の銘辭の寶字の一畫の闕けた部分が、後者に遺存せない點も此の場合また顧みらるのである。

此の遺品は前諸例と違つて圖紋等ないが、また鎔范であることは、其の形狀や制作なり、更に表はされた銘辭の陽文で、而もそれが逆になつてゐる點等から容易に察せられる。而して形の上から所謂器の

ナカゴ

中型であることの知られる點が興味多い。いま三代の古銅器に就いて此の種の中型で作られ得べき器を

求めるに、蓋と缶の或物の蓋が其の類として注意に上る。

従つて羅氏は後者を探つて、本鎔范を以て缶蓋範と断じてゐる。

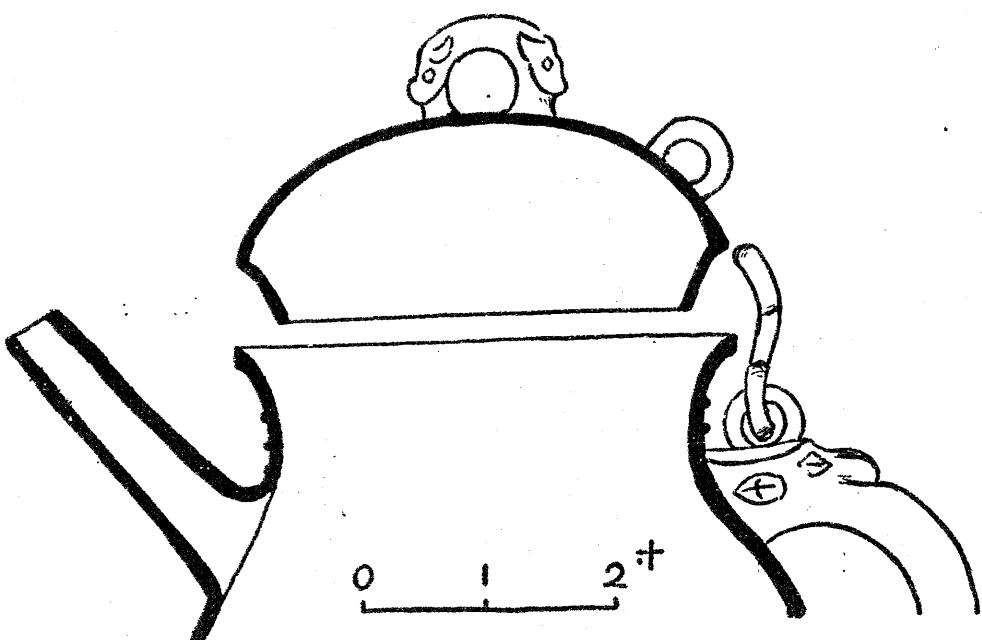
併し翻つて考へるに、缶の器體は通常橢圓形をして正圓形は寧ろ稀有の例で、且つ器側が深いのを常とするから、此の場合には寧ろ通じて正圓形な蓋の鎔范とする方がより穩當

の様に思はれる。^(七) 第四圖に端方舊藏の柵禁中の鑿鑿文盃蓋の形狀圖を載せた。その側の示す輪廓線と、本例との合致は一見明瞭である。而して此の種の蓋に於いて銘辭の普通内面の一方に偏存してゐることも、本鎔范の實際と相應するものが一ある。——尤も此の點は缶の蓋の場合でも同じである。

此の鎔范が器蓋の中型であることから改めて其の示す細部に就くに、器の破碎して二片となつて、一方が後の修補であるこの當然さが先づ考へられる。何故となれば、口縁よりも上で張つてゐる型を鑄造後取り除くにはそれを破碎するよ

圖狀形半上(器一の柵禁)盃文鑿鑿

圖四第



り外に方法がないから。かく考へると一文字をなす底面に設けた掘り込みがまたそれと何等かの關係があるのではないかを思はしめる。そは兎も角として中型である以上、而して範として使用せられた限りは、それは破損したものでなければならぬ。然らば一度半ばとなつた本遺品を現在の如く修補して完形にした事は、當時重ねて型に使用する爲のものでなければ、全くの蛇足と云ふべきである。而形狀實測圖には後者を除いた本來の部分のみのものを掲げた(第三圖)

五

平壤を中心とする樂浪郡時代の遺跡の出土品は時代が漢に下る點で、前二者と違つたものであるが、其本邦學者の手で行はれてゐる精密な學術調査が、支那古代文物の開明に對する貢獻は世の等しく認められる所である。而して同地發見の鎔范としては、支那に多い錢范の外に、銅斧並に鏡の鎔范があり、また一個の小銅鐸の范を見ることが、いまの問題に對して興味の多い一資料を提供する。記載を最後の一例に限るに、現在右の范は朝鮮總督府博物館に藏してゐるが、もとは中村眞三郎氏の儲藏に係り、氏が銅斧の范と共に平壤附近で獲たものであると云ふ。形狀は第五圖に載せた寫真に見る如く縦六寸九分、横幅最も廣い處で四寸二分、厚二寸八分の長方形をした上面に、鐸の半形を掘り込めた外型で、下方に破損はあるが、よく原形の分明するもの、それがまた砂型ではなくして滑石で作つた點に特色があり、用

材は孟山郡鳳一面出土と傳へる多鉢細文鏡の範と同じい。なほこの鎔范の形に等しい小銅鐸が近時同地梧野里の古墳並に龍岳面の遺跡から出土したことは、本範の火にあつてゐること併せて樂浪に於ける鑄銅の實際を考へしめるものとして注記すべきである。但し是等に就いては別に詳記したから、こゝでは

(八)

(九)

はたゞ鎔范の紹介にとゞめる。

圖五第

六



範鎔鐸銅小製石滑見發近附攘平

以上記した鎔范片に就いて、漢代に屬する朝鮮の例を除くと、他は孰れも其の以前に遡るものと思はれる類であつて、特に初に挙げた諸片は河南省彰德府附近の發見と云ふ點から、より局限せられた時代が考へられる様に見える。さりながら近年の發掘

調査に依つて明になつた殷墟の實際からすると、單に其の河南省安陽の遺墟から出土したと云ふだけでは、直ちに殷代のものと断じ難いのであつて、此の場合實物の示すところ、敦の範片の如きは、銅器の範としては寧ろ時代のるものでないかを思はしめる點がある。従つて、いまは西安府附近出土と云ふ孟

蓋の中型(ナカゴ)と共に、單に漢以前のものとする漠然たる年代觀に満足するの外はない。

さて是等の遺片は當代の古銅器鑄造の實際を稽へるものとしては固より斷片的な極めて不充分なものに過ぎないし、本小編はもと新資料の紹介を目的としたものであるから、其等の點は當然將來に期すべきであらう。併し作りが孰れも砂型であつて、現在鑄金家が、鍋、釜、鐵瓶等を作るところのものと頗る酷似してゐることは、うちに外型と中型との兩者の存する事實と共に、鑄金家の所謂惣型の特徵を具へたものとして注意に値する。⁽¹⁰⁾而してその事は初に記した李濟博士の殷墟で發掘した鎔范類でも同様な事實から、引いてこゝに所謂三代の古銅器が如何なる方法で作られたかに對して一の推測を加へしめるものがある。支那の古銅器が蠟型で造られたものであらうとはよく耳にする話である。私は鑄金の實技には全くの門外漢であるが、多くの三代古銅を檢した實際上の所見に於て、數個の所謂「型持」のある遺品が多く、中には我が對馬佐護發見の銅容器に於ける様な、鐵の型持のものも見受けるにつけ、三代古銅の行はれた時代に既に鐵の存した事實と、それから私かに其の鑄造の所謂惣型に依つたのではないかを想像してゐた。いま如上の鎔范の出現に依つて更に其の感を深くするものである。こゝに此の事を附記して専門家の示教を俟つ次第である。

〔註〕 (1) 近重眞澄博士「東洋古銅器の化學的研究」(『史林』第三卷第二號)並に同博士『東洋鍊金術』(東京、昭和四年) S. Umehara;

L'analyse chimique des bronzes anciens de la Chine (Artibus Asiae. 1927. Vol. IV) 等參照

(1) 是等の資料の調査に當つて所蔵者たる岩間、羅兩氏から種々の厚意を受け、また友人小泉顯夫君の援助に俟つ處があつたことを。こゝに注記して感謝する。

(2) 清野博士「研究旅行覺書」、第九「岩間氏所藏殷墟發見遺物を觀る」(『民族』第一卷第三號所載、『日本石器時代人研究』所收)
参照。

(3) 此の種の銅器を敦と呼ぶことの誤りであることは近時支那學者の一致する見解の様であるが、こゝではしばらく從來の名稱に從ふて置く。容庚氏は其の「殷周禮樂器考略」(『燕京學報』第一期所載)に於いて、これが古文獻に見ゆる簋であることを考證してゐる。從ふべき様である。

(4) 『陶齋吉金錄』卷二に載せた母辛卣是れである。

(5) 私の見た實物に米國ボストン美術博物館所藏の提梁蓋に蓋の失はれた例、華府のフリア美術館の藏品、故ドリューナー氏の蒐集品 Otto Kümmel, Jörg Trübner zum Gedächtnis, Tafel 14 等がある。

(6) 『陶齋吉金錄』卷一所載。いま實物は紐育のメトロポリタン博物館にある。

(7) 梅原「多鋸細文鏡考察上の新資料」(『歴史と地理』第二十九卷第一號)参照

(8) 梅原「朝鮮平壤附近發見の小銅鐸と其の鎔箱」(『同誌』第三十一卷第二號所載)参照

(9) 同 上「朝鮮平壤附近發見の小銅鐸と其の鎔箱」(『同誌』第三十一卷第二號所載)参照

(10) 是等の技術上の事は香取秀眞氏の『日本金工史』に據る。

(11) 後藤守一氏「對馬國上縣郡佐須奈良村發掘品」(『考古學雜誌』第十二卷第八號)及び上記香取氏の『日本金工史』参照

(12) 是れに就いては近く別に事實の記載を公にする豫定である。

〔昭和八年一月十五日稿〕